

総 郵 郵 第 6 0 号

平成 20 年 4 月 22 日

郵政行政審議会

会長 森下 洋一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印

諮 問 書

総務大臣諮問第 312 号

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成 20 年 3 月 28 日付け郵経企第 246 号で、別添のとおり、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、平成 20 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項の認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同法の規定に適合したものと認められる。よって、同法第 7 条第 5 項の認可をすることといたしたい。

上記のことについて諮問する。

郵経企第246号
平成20年3月28日

総務大臣

増田 寛也 様

郵便事業株式会社代表取締役会長

北村 憲雄 印

平成20年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第5項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）第3条の規定に基づき、平成20年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

1 年賀寄附金

(1) 配分団体及び配分額

別添1のとおり

(2) 配分団体が守らなければならない事項

別添2のとおり

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項

別添3のとおり

2 カーボンオフセット年賀寄附金

(1) 配分団体及び配分額

別添4のとおり

(2) 配分団体が守らなければならない事項

別添5のとおり

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項

別添6のとおり

平成20年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

1 年賀寄附金

①社会福祉の増進を目的とする事業(236団体 385,584,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 人材育成ネットワーク	090-0837	北海道北見市中央三輪5丁目423番地5北見メッセ2F	障害者の就業をサポートするためのスキルアップ・スクール開設事業	450,000
社会福祉法人 中士幌福祉事業会	080-1189	北海道河東郡士幌町中士幌西2線80-25	子育て支援カーによる巡回子育て支援「遊びの宅配便」事業	500,000
特定非営利活動法人 NPO推進北海道会議	080-0062	北海道札幌市中央区南2条西10丁目クワガタビル2F 北海道NPOサポートセンター内	障がいのある方や乗り場に迷われている方のための交通バリアフリーサポート事業	500,000
特定非営利活動法人 楽しいモグラクラブ	001-0019	北海道札幌市北区北19条西3丁目2-33-100バームツリービル北19条 1F	引きこもり経験者・軽度発達障害者・親を介護する者の就労体験事業	500,000
社会福祉法人 にしおこっぺ福祉会	098-1501	北海道紋別郡西興部村字西興部289番地1	生活関連機器の整備	2,850,000
社会福祉法人 広里会	078-0151	北海道深川市納内町北3番97号	通所事業用機器の整備	3,500,000
社会福祉法人 塩谷福祉会	048-2672	北海道小樽市塩谷4-72	授産事業用機器の整備	3,300,000
社会福祉法人 伊達コスモス21	052-0012	北海道伊達市松ヶ枝町59番地4	生活関連機器の整備	740,000
社会福祉法人 鷹栖共生会	071-1258	北海道上川郡鷹栖町5694番地3	授産事業用機器の整備	5,000,000
社会福祉法人 月形福祉会	061-0514	北海道樺戸郡月形町46-30	介護用機器の整備	1,260,000
社会福祉法人 クビド・フェア	680-0833	北海道岩見沢市志文町301番地	授産事業用機器の整備	4,000,000
社会福祉法人 栗沢福祉会	068-0115	北海道岩見沢市栗沢町最上222番地6	送迎用車両の整備	1,310,000
社会福祉法人 当麻町社会福祉協議会	078-1313	北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号	送迎用車両の整備	1,190,000
社会福祉法人 ふれんど	059-1273	北海道苫小牧市明徳町4丁目4番17号	送迎用車両の整備	2,487,000
社会福祉法人 音更晩成園	080-0343	北海道河東郡音更町字東士狩西6線47番地	移送用車両の整備	2,500,000
社団法人 青森県ろうあ協会	030-0944	青森県青森市大字筒井字ハツ橋76-9青森県聴覚障害者情報センター内	事務用機器の整備	1,000,000
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	036-0104	青森県平川市柏木町藤山16-1平川市健康センター内	福祉有償運送車両の整備	600,000
社会福祉法人 富永会	010-0344	秋田県男鹿市脇本富永字南前田72	生活関連機器の整備	5,000,000
社会福祉法人 三心会	028-1333	岩手県下閉伊郡山田町後楽町4-5	施設の改修	1,700,000
特定非営利活動法人 琥珀の泉	028-0001	岩手県久慈市夏井町閉伊口4-35-6	送迎用車両の整備	1,969,000
特定非営利活動法人 くるみの家	028-6502	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内14地割21番地3	送迎用車両の整備	1,430,000
社会福祉法人 協同光陽会	023-1134	岩手県奥州市江刺区玉里字青篠7-3	福祉活動用車両の整備	795,000
特定非営利活動法人 さわおとの森	981-0123	宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2	送迎用車両の整備	1,550,000
社会福祉法人 福島いのちの電話	960-8002	福島県福島市森台町14番6号	福島いのちの電話相談員の中から研修担当者を養成するための相談員特別研修事業	500,000
社会福祉法人 かねやま福祉会	968-0006	福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地	送迎用車両の整備	2,500,000
特定非営利活動法人 水戸共に育つ会	310-0044	茨城県水戸市西原2-10-58-202	障がいをもつ子とともたない子が共に育つ社会づくりのための支援活動及び人材育成事業	500,000
社会福祉法人 ユーアイ村	310-0827	茨城県水戸市吉沼町1839-1	就労支援事業用機器の整備	850,000
社会福祉法人 茨城いのちの電話	305-0032	茨城県つくば市竹園3-21-2竹園ショッピングセンター内204号室	事務用機器の整備	1,010,000
社会福祉法人 光風会	310-0912	茨城県水戸市見川1-1183-2	福祉活動用車両の整備	956,000
社会福祉法人 栃木いのちの電話	320-8508	栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号とちぎ福祉プラザ内	事務用機器の整備	451,000
財団法人 栃木盲導犬センター	321-0342	栃木県宇都宮市福岡町1285	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 晃丘会	321-3236	栃木県宇都宮市竹下町435番地9	就労支援事業用車両の整備	1,500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 手をさしのべて	370-0865	群馬県高崎市寺尾町2592	不登校引きこもり支援のための心理カウンセラー養成事業	500,000
社会福祉法人 千代の会	370-0727	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井386	送迎用車両の整備	932,000
社会福祉法人 三山黎明会	371-0056	群馬県前橋市青柳町983-1	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 梅田福祉会	376-0601	群馬県桐生市梅田町4-1774-4	送迎用車両の整備	1,200,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	353-0006	埼玉県志木市館2丁目4番5号306	点字技能検定試験受験推進のための講習会と点字技能師への知識の充実のための講習会事業	500,000
特定非営利活動法人 全国子育て・福祉支援ふれあいネットワーク	350-1307	埼玉県狭山市祇園3-20-2F	就労支援事業用機器の整備	4,700,000
社会福祉法人 藤寿会	362-0011	埼玉県上尾市大字平塚2141	介護用機器の整備	2,326,000
特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0823	千葉県市川市東菅野5-8-21-201	障がいのある人もない人も一緒に becoming チャレンジド・ミュージカルⅣ上演事業	1,862,000
特定非営利活動法人 アフタースクール	273-0035	千葉県船橋市本中山3-7-19(事務局)	7000人児童の緊急サポート保育事業	1,800,000
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6サンコート新千葉102号	0・1・2・3歳児と親のための「はじめてのおしばい」事業	498,000
社会福祉法人 鉄研舎	294-0223	千葉県館山市洲宮768番地44	施設の改修	1,735,000
社会福祉法人 薄光会	299-1742	千葉県富津市豊岡3535-1	送迎用車両の整備	1,260,000
特定非営利活動法人 ホームレス自立支援市川ガンバの会	272-0021	千葉県市川市八幡4丁目5-10市川ニューハイツ202号	送迎用車両の整備	950,000
特定非営利活動法人 フォレストサウンド	263-0051	千葉県千葉市稲毛区園生町449-1-101	移送用車両の整備	1,668,000
特定非営利活動法人 こっこ牧場	250-0035	神奈川県小田原市南板橋2-256-2	知的障がい者等を対象にした福祉農業による就労支援事業	847,000
特定非営利活動法人 RDA横浜	234-0054	横浜市港南区港南台7-25-10	障がい者乗馬普及のための体験乗馬会開催事業	227,000
更生保護法人 川崎自立会	210-0847	神奈川県川崎市川崎区浅田1丁目4番2号	更生保護施設の改修	1,060,000
特定非営利活動法人 イーハートブ	245-0002	神奈川県横浜市泉区緑園6-11-9	送迎用車両の整備	1,452,000
社会福祉法人 アシスタンスドッグ協会	401-0501	山梨県南都留郡山中湖村山中262-1	身体障がい者の社会参加・自立支援のための介助犬トレーニングマニュアルDVD制作事業	3,950,000
社会福祉法人 山梨桜の会	400-0003	山梨県甲府市塚原町359	送迎用車両の整備	1,400,000
社団法人 銀鈴会	105-0004	東京都港区新橋5-7-13ビュロー新橋901	喉頭ガン等により喉頭摘出術を受け声を失った人の声を取り戻すための発声リハビリ事業	508,000
社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会	174-0052	東京都板橋区蓮沼町20-18	視覚障がい者のための料理の実践的指導と点字・録音教材の作成と配布	1,653,000
社会福祉法人 日本盲人職能開発センター	160-0003	東京都新宿区本塩町10-3	視覚障害者の日商PC検定ネット試験受験ガイドDVD制作	4,000,000
特定非営利活動法人 市民共同学習プロジェクト 子どもひろば	190-0022	東京都立川市錦町1丁目15番33号西脇コーポ305号	子どもの安全を守るための親子参加型講座の実施事業	772,000
財団法人 日本股関節研究振興財団	154-0011	東京都世田谷区上馬1-13-11	「股関節症の予防と治療のガイドブック(仮称)」の作成及び普及啓発事業	3,028,000
特定非営利活動法人 子どもNPO・子ども劇場全国センター	160-0022	東京都新宿区新宿1-29-5グランドメゾン新宿東902	「ママババライン」の展開による全国ネットワークづくり事業	4,323,000
社会福祉法人 ぶどうの木	135-8585	東京都江東区潮見2丁目10番10号日本カトリック会館内	『アクセシブルデザイン入門』点字データ等配布事業	4,068,000
特定非営利活動法人 ほおずきの会	111-0021	東京都台東区日本堤1-32-3	知的ハンディをもつ人達の舞台表現と講師を招いてのシンポジウムの開催	500,000
特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク	194-0013	東京都町田市原町田3-8-12網倉ビル4F	韓国に於ける自立生活センターの障がい者リーダー育成のためのサポート事業	500,000
特定非営利活動法人 町田フレンズサポート	194-0045	東京都町田市南成瀬5-12町田市総合体育館内	障がい者の社会参加と経済的自立のための焼菓子販売事業	500,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0032	東京都葛飾区水元4-2-22マンション・カーム105	障がい児・者の自立と社会参加を支援する宿泊活動事業Ⅱ	500,000
更生保護法人 自愛会	192-0904	東京都八王子市子安町2-1-18	更生保護施設の改修	396,000
社会福祉法人 慈愛会	169-0073	東京都新宿区百人町2-23-42	更生保護施設の改修	1,000,000
特定非営利活動法人 工房『風』	161-0035	東京都新宿区中井2-7-16	施設の改修	2,677,000
特定非営利活動法人 ばれっと	150-0011	東京都渋谷区東三丁目19番9号恵比寿ナースビル101	施設の改修	1,200,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 NPOあゆみ	189-0022	東京都東村山市野口町2-9-25	生活関連機器の整備	1,150,000
特定非営利活動法人 秋川流域生活支援ネットワーク	197-0827	東京都あきる野市油平98番地第一中村ビル103号	障がい疑似体験用機器の整備	1,267,000
更生保護法人 八興社	186-0002	東京都国立市東2丁目18の2	生活関連機器の整備	800,000
社会福祉法人 日本盲人会連合	169-8664	東京都新宿区高田馬場1-10-33	事務用機器の整備	3,300,000
社会福祉法人 泉会	157-0076	東京都世田谷区岡本2丁目33番23号	送迎用車両の整備	800,000
社会福祉法人 武蔵野療園	165-0022	東京都中野区江古田2-24-11	送迎用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 しあわせ会	190-0002	東京都立川市幸町2-20-8	移送用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会	392-0024	長野県諏訪市小和田19-3	授産事業用機器の整備	1,539,000
社会福祉法人 ながのコロニー	388-8011	長野県長野市篠ノ井布施五明464番地1	就労支援事業用機器の整備	5,000,000
特定非営利活動法人 普通の暮らし研究所	389-0516	長野県東御市田中220	送迎用車両の整備	1,367,000
社団法人 新潟県精神障害者家族会連合会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-3新潟ユニゾンプラザハート館	精神疾患や精神障がい者への正しい理解を広げ、ノーマライゼーションの実現をめざす啓発事業	300,000
社会福祉法人 白蓮福祉会	950-1425	新潟県新潟市南区戸石45番地2	就労支援事業用機器の整備	302,000
社会福祉法人 吉田福祉会	959-0214	新潟県燕市吉田法花堂740	移送用車両の整備	500,000
社会福祉法人 信濃川令終会	940-1132	新潟県長岡市渡沢町字早田53番地	送迎用車両の整備	750,000
社会福祉法人 阿賀北福祉会	959-3404	新潟県村上市大字山屋746番地2	送迎用車両の整備	1,196,000
社会福祉法人 親和福祉会	956-0033	新潟県新潟市秋葉区新栄町25-22	送迎用車両の整備	1,890,000
社会福祉法人 澁山会	945-1115	新潟県新潟県柏崎市大字佐水3140番地	送迎用車両の整備	765,000
特定非営利活動法人 おらとこ	930-1312	富山県富山市上滝408番地	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	932-0821	富山県小矢部市鷺島15番地	福祉活動用車両の整備	880,000
財団法人 いしかわ子育て支援財団	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	いしかわおやコミL net子育て情報配信事業	2,550,000
社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会	922-0811	石川県加賀市大聖寺南町二11番地5	児童センターにおける利用者管理システム開発事業	3,000,000
特定非営利活動法人 地域支援センターポレボレ	920-0927	石川県金沢市扇町11-31	送迎用車両の整備	1,077,000
特定非営利活動法人 バリアフリーシステム推進協会	910-0018	福井県福井市市原2丁目30番24号	中高齢者及び障がい者の社会参加の機会拡充、転倒防止のための歩き方の画像チェックと改善講座	464,000
社会福祉法人 コミュニティーネットワークふくい	918-8034	福井県福井市南居町81-1-31	送迎用車両の整備	2,200,000
社会福祉法人 昭隆会	417-0801	静岡県富士市大淵2815の2	施設の改修	2,300,000
特定非営利活動法人 ふれあい富士	417-0855	静岡県富士市三ツ沢453-21	事務用機器の整備	108,000
社会福祉法人 山寿会	418-0112	静岡県富士宮市北山4783-1	就労事業用車両の整備	730,000
社会福祉法人 城ヶ崎いこいの里	413-0231	静岡県伊東市富戸1219番地の5	送迎用車両の整備	1,423,000
特定非営利活動法人 クレサラあしたの会	450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南1-20-11	多重債務者、消費者問題で困っている人々のための救済事業及び広報、教育事業	500,000
特定非営利活動法人 移動ネットあいち	458-0041	愛知県名古屋緑区鳴子町1-6鳴子団地第80棟001号室	運転ボランティアへの安全運転教育実施のためのインストラクター(指導員)教育事業	500,000
特定非営利活動法人 チャレンジド	470-3233	愛知県知多郡美浜町奥田儀路272番地	施設の改修	4,240,000
社会福祉法人 名古屋ライトハウス	466-0855	愛知県名古屋市昭和区川名本町1丁目2番地	福祉活動用機器の整備	2,800,000
社会福祉法人 あいち清光会	485-0801	愛知県小牧市大字大山字岩次208-3	移送用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 アップル子育てサポートセンター	501-4204	岐阜県郡上市八幡町旭83番地	親たちの育児の孤独感・負担感・不安感を和らげる『生き生き親子ふれあい学習会事業』	627,000
社会福祉法人 合掌苑	501-4101	岐阜県郡上市美並町上田674	生活関連機器の整備	2,016,000
社会福祉法人 七宗町社会福祉協議会	509-0511	岐阜県加茂郡七宗町神淵10327番地1	送迎用車両の整備	2,200,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 花時計	505-0054	岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野5-9	送迎用車両の整備	1,500,000
特定非営利活動法人 さんしょうの会	506-0807	岐阜県高山市三福寺町129番地	授産事業用車両の整備	2,500,000
社会福祉法人 富田浜福祉会	510-8008	三重県四日市市富田浜町26番14号	送迎用車両の整備	973,000
社会福祉法人 わかたけ	510-0961	三重県四日市市波木町1335-1	送迎用車両の整備	3,000,000
特定非営利活動法人 ケアハウスたんぽぽ	519-4326	三重県熊野市久生屋町1077番地	移送用車両の整備	2,780,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044	滋賀県大津市京町四丁目3番28号	難病患者の社会参加を促進するための啓発事業	380,000
社会福祉法人 もるどう会	524-0014	滋賀県守山市石田町364番地の2	施設の改修	1,738,000
社会福祉法人 近江ちいろば会	520-3242	滋賀県湖南市菩提寺327-4	送迎用車両の整備	1,274,000
社会福祉法人 サルビア会	523-0072	滋賀県近江八幡市牧町1885番地	送迎用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 キアラカーザ	523-0058	滋賀県近江八幡市加茂町3651-7	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 湘南学園	520-0862	滋賀県大津市平津二丁目4番9号	送迎用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 多文化共生センターきょうと	600-8104	京都府京都市下京区万寿寺町143いづビル6F	インターネットを利用した多言語医療情報支援サイトの構築	2,000,000
社会福祉法人 山城福祉会	611-0041	京都府宇治市横島町石橋13番地6	知的障がい者が蚕の飼育と生糸の生産を行い自立と地域住民との交流を図る事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ユニバーサル・ケア	600-8813	京都府京都市下京区中堂寺南町134番地京都高度技術研究所503号	地域住民の成年後見制度利用向上のための市民後見人ネットワーク構築事業	500,000
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	610-0121	京都府城陽市寺田水度坂119-30	スリーA方式による認知症予防教室の開催	447,000
更生保護法人 盟親	604-8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112番地の4	更生保護施設の改修	800,000
社会福祉法人 九十九福祉会	612-8267	京都府京都市伏見区納所下野1番地の7	施設の改修	2,780,000
社会福祉法人 樹々福祉会	606-8301	京都府京都市左京区吉田泉殿町6の1	施設の改修	1,000,000
社会福祉法人 仙人福祉事業会	629-1322	京都府福知山市夜久野町平野1030番地	送迎用車両の整備	1,333,000
特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	617-0843	京都府長岡京市友岡西畑25	送迎用車両の整備	1,651,000
特定非営利活動法人 ふくし夢工房	620-0303	京都府福知山市大江町金屋724番地	送迎用車両の整備	2,200,000
社会福祉法人 あらぐさ福祉会	617-0813	京都府長岡京市井ノ内広海道42番3	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西3-25-4	演劇的知をいかした発達障害児者のコミュニケーション教育と社会参加促進事業	4,000,000
社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	631-0816	奈良県奈良市西大寺本町8-27	テレフォン相談事業から見る携帯やインターネットなど有害情報から子どもを守るための啓発活動	500,000
特定非営利活動法人 三郷サンサンハウス	636-0803	奈良県生駒郡三郷町東信貴ヶ丘2-8-5	介護用機器の整備	300,000
社会福祉法人 みのり福祉会	634-0831	奈良県橿原市曾我町895-9	生活関連機器の整備	1,600,000
特定非営利活動法人 菜の花会	644-0024	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋450-7	空調機器の整備	1,130,000
社会福祉法人 一麦会	640-8301	和歌山県和歌山市岩橋643番地	授産事業用機器の整備	3,668,000
社会福祉法人 ふたば福祉会	646-0023	和歌山県田辺市文里1丁目15番13号	授産事業用機器の整備	800,000
社会福祉法人 紀之川寮	648-0072	和歌山県橋本市東家905番地	送迎用車両の整備	3,800,000
特定非営利活動法人 エスピーロー	567-0047	大阪府茨木市美穂ヶ丘3-6-403	小児がん患児の円滑な学校復帰のための復学ガイドンスビデオの制作事業	2,750,000
社会福祉法人 ゆうのゆう	553-0006	大阪府大阪市福島区吉野4-5-6	「地域」と重症心身障がい者を結ぶショップテナント受け入れ及び外国人青年との国際交流事業	4,687,000
特定非営利活動法人 オーシャンゲート	542-0086	大阪府大阪市中央区西心斎橋2-18-6アベニュー心斎橋704号室	高齢者の高齢者による高齢者と障がい者のための海洋活動体験事業と海洋活動支援事業	1,071,000
特定非営利活動法人 エンパワメント・プランニング協会	533-0031	大阪府大阪市東淀川区西淡路2-13-19	知的(発達)障がい者の理解や社会参加の促進に向けた支援者のエンパワメントセミナー事業	500,000
特定非営利活動法人 地域通貨ねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大町11-1	「地域通貨」活用の、助け合い活動による地域コミュニティの活性化での「地域通貨発券事業」	450,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 ふらっとスペース金剛	584-0073	大阪府富田林市寺池台1-13-3	訪問技能をもつスタッフによる子育て家庭のための一緒に子育てヘルパー事業	500,000
社会福祉法人 この花保育園	596-0005	大阪府岸和田市春木旭町3番16号	施設の改修	4,936,000
財団法人 私部自治会	576-0052	大阪府交野市私部1-22-1	施設の改修	420,000
社会福祉法人 めぐみ保育園	571-0006	大阪府門真市馬伏441-4	施設の改修	1,400,000
特定非営利活動法人 互楽会	547-0043	大阪府大阪市平野区平野東2-1-7-101	施設の改修	1,300,000
社会福祉法人 晴登会	567-0009	大阪府茨木市山手台3丁目28-23	施設の改修	1,840,000
社会福祉法人 しらゆり会	561-0881	大阪府豊中市中桜塚2丁目9番24号	施設の改修	2,600,000
社会福祉法人 恵育会	570-0056	大阪府守口市寺内町2-9-16	施設の改修	1,000,000
社会福祉法人 野の花福祉会	538-0051	大阪府大阪市鶴見区諸口5丁目浜14-6	施設の改修	3,346,000
社会福祉法人 光摂会	566-0034	大阪府摂津市香露園34-2	施設の改修	800,000
社会福祉法人 千里山山手学園	564-0073	大阪府吹田市山手町2丁目17番22号	生活関連機器の整備	700,000
社会福祉法人 たちばな福祉会	570-0012	大阪府守口市大久保町4-1-20	生活関連機器の整備	1,560,000
社会福祉法人 長尾会	573-0105	大阪府枚方市長尾東町1-41-1	生活関連機器の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪	537-0025	大阪府大阪市東成区中道3-2-34JAM2F	事務用機器の整備	613,000
社会福祉法人 いわき学園	559-0015	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3丁目10番27号	就労支援事業用機器の整備	1,268,000
社会福祉法人 聖森会	572-0832	大阪府寝屋川市本町13番3号	授産事業用機器の整備	600,000
社会福祉法人 大幸福社会	582-0018	大阪府柏原市大泉4-631	生活関連機器の整備	500,000
社会福祉法人 弘法会	574-0011	大阪府大東市北条1-21-36	防犯機器の整備	880,000
社会福祉法人 豊中福祉会	595-0012	大阪府泉大津市北豊中町1-2-15	生活関連機器の整備	1,630,000
社会福祉法人 コスモス	599-8116	大阪府堺市東区野尻町8番地4	事務用機器の整備	1,008,000
社会福祉法人 阪南福祉事業会	597-0101	大阪府貝塚市三ヶ山138-2	送迎用車両の整備	750,000
特定非営利活動法人 ごはん家族	570-0035	大阪府守口市東光町3丁目13番2号	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 正真会	534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町5-3-33	授産事業用車両の整備	780,000
特定非営利活動法人 オリーブの園	563-0121	大阪府豊能郡能勢町地黄1182番地	送迎用車両の整備	1,200,000
特定非営利活動法人 淡路島ファミリーサポートセンターまあるく	656-2334	兵庫県淡路市釜口240	淡路島の高齢者にお頼りを手渡し、安否の確認と日常生活の不安を無くす事業	1,269,000
社会福祉法人 パドマ園	663-8184	兵庫県西宮市鳴尾町4丁目10番7号	施設の改修	5,000,000
社会福祉法人 うるま福祉会	661-0043	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目10番1号	施設の改修	2,000,000
特定非営利活動法人 みちくさ	669-2432	兵庫県徳山市八上内567	事務用機器の整備	200,000
特定非営利活動法人 さんぽくらぶ	651-1505	兵庫県神戸市北区道場町日下部127番地	事務用機器の整備	333,000
社会福祉法人 さくら福祉事業会	659-0066	兵庫県芦屋市大榎町2番15号	空調機器の整備	1,252,000
社会福祉法人 姫路弘寿会	670-0848	兵庫県姫路市城東町竹之門6番地	介護用機器の整備	3,747,000
社会福祉法人 都台保育園	675-1215	兵庫県加古川市上荘町都台三丁目13-8	送迎用車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 くぬぎ	663-8184	兵庫県西宮市鳴尾町2丁目5-20	送迎用車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 さんかくナビ	700-0867	岡山県岡山市岡町14-9-202	暴力のある家庭で育った思春期の子どもに対する住居の提供と生活支援事業	500,000
特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター	703-0822	岡山県岡山市表町1丁目4-64上之町ビル4階	子どもの心の居場所作りのための子ども専用電話事業	500,000
社会福祉法人 弘徳学園	703-8283	岡山県岡山市赤坂南新町6番1号	就労支援事業用機器の整備	2,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 瀬戸内会	706-0305	岡山県玉野市胸上725	授産事業用機器の整備	4,479,000
社会福祉法人 深山会	706-0151	岡山県玉野市長尾1578-2	移送用車両の整備	2,710,000
社会福祉法人 あげぼの福祉会	710-0031	岡山県倉敷市有城710番地	授産事業用車両の整備	950,000
社会福祉法人 翠明会	717-0105	岡山県真庭市美甘326	送迎用車両の整備	2,520,000
特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク	682-0881	鳥取県倉吉市宮川町188-9シビックセンター1からや2F	0, 1, 2, 3才のための初めて出会う心揺さぶられるコンサートやお芝居のアートスタート事業	500,000
社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会	689-0601	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	介護用機器の整備	2,975,000
社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会	681-0003	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富645	送迎用車両の整備	1,350,000
特定非営利活動法人 久米の家	690-0861	鳥根県松江市法吉町久米803番地2	高齢者の福祉を対象とする人に対して、介護、介助、支援を行ない地域福祉の増進に寄与する事業	500,000
社会福祉法人 旭豊福祉会	697-0425	鳥根県浜田市旭町今市1039番地	送迎用車両の整備	1,870,000
社会福祉法人 あすなろ会	693-0006	鳥根県出雲市白枝町396-2	送迎用車両の整備	1,250,000
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	699-5513	鳥根県鹿足郡吉賀町六日市580-4	送迎用車両の整備	2,552,000
社会福祉法人 佐東福祉会	731-0101	広島県広島市安佐南区八木一丁目4番5号	施設の改修	2,650,000
社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会	732-0009	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号	福祉活動用機器の整備	3,613,000
社会福祉法人 ちとせ会	731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田527番地7	送迎用車両の整備	1,600,000
社会福祉法人 緑寿会	720-2523	広島県福山市駅家町大字新山3578-2	送迎用車両の整備	1,767,000
社会福祉法人 広島常光福祉会	732-0029	広島県広島市東区福田五丁目1165-3	送迎用車両の整備	916,000
社会福祉法人 平和会	731-5101	広島県広島市佐伯区五月が丘四丁目15番6号	送迎用車両の整備	1,600,000
社会福祉法人 広島光明学園	732-0066	広島県広島市東区牛田本町五丁目1番2号	送迎用車両の整備	1,100,000
更生保護法人 山口更生保護会	753-0052	山口県山口市三和町11番41号	更生保護施設の改修	1,080,000
特定非営利活動法人 支えてね트워크	754-1102	山口県山口市秋穂西441番地	送迎用車両の整備	1,711,000
社会福祉法人 朝日園	761-0322	香川県高松市前田東町585番地5	送迎用車両の整備	1,400,000
特定非営利活動法人 ぶうしすてむ	790-0846	愛媛県松山市道後北代3-3愛媛県NPO支援センター貸事務所2号室	就業と社会参加を目的とした、主に重度障がい者による在宅障がい者へのIT支援	500,000
社会福祉法人 愛媛いのちの電話	791-1114	愛媛県松山市井門町544-4	事務用機器の整備	294,000
特定非営利活動法人 まあるい心チャレンジの応援団	780-0870	高知県高知市本町3丁目6-15	就労支援事業用機器の整備	1,600,000
特定非営利活動法人 ひかりの会	788-0001	高知県宿毛市中央4-4-1	就労支援事業用機器の整備	1,839,000
社会福祉法人 愛生福祉会	788-0783	高知県宿毛市平田町戸内1813番地1	送迎用車両の整備	3,000,000
社会福祉法人 高知県知的障害者育成会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号	送迎用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 こころ	820-0084	福岡県飯塚市椿598-70	障がい児、障がい者の活動拠点づくり「はじめの一歩、合同交流事業」	1,140,000
特定非営利活動法人 福岡すまいの会	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目2-27 桃村ビル501号	ホームレスの自立実現のための健康相談事業	500,000
特定非営利活動法人 NPOふくおか	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2丁目11-22若林ビル2階	活動人員増をはかる環境保全活動のきっかけづくりの一斉ボランティア事業	500,000
社会福祉法人 国分福祉会	830-0037	福岡県久留米市諏訪野町美田1615-1	施設の改修	5,000,000
社会福祉法人 本郷福祉会	835-0021	福岡県みやま市瀬高町本郷1352-1	授産事業用機器の整備	2,800,000
社会福祉法人 福岡いのちの電話	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目7-7九州キリスト教会館内	事務用機器の整備	500,000
社会福祉法人 ひびきの杜	830-0041	福岡県久留米市白山町390番21	生活関連機器の整備	130,000
社会福祉法人 はーと&はーと	818-0013	福岡県筑紫野市岡田3丁目1番地ほほえみタウンA棟	授産事業用機器の整備	3,030,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 北九州市聴覚障害者協会	804-0067	福岡県北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた7階	福祉活動用機器の整備	1,450,000
社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	810-0062	福岡県福岡市中央区荒戸3丁目3-39福岡市市民福祉プラザ4階	移送用車両の整備	320,000
社会福祉法人 青寿会	838-0114	福岡県小郡市井上531	送迎用車両の整備	560,000
特定非営利活動法人 ソーシャルサポート相談室	813-0043	福岡県福岡市東区名島四丁目14番35号	福祉活動用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 緑樹会	822-0003	福岡県直方市大字上嶺野4599-1	送迎用車両の整備	953,000
特定非営利活動法人 NPO潮高満川	849-1411	佐賀県嬉野市塩田町馬場下甲1745番地1	伝統的建造物群保存家屋を活用した、老人と団塊の世代による生き甲斐作りと町づくり事業	4,380,000
社会福祉法人 南高愛隣会	859-1215	長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572番地	知的障がい者が和太鼓を通じて公演活動を行い、罪を犯した青少年と交流しその更生に資する事業	2,250,000
特定非営利活動法人 長崎斜面研究会	850-0004	長崎県長崎市下西山町7-1	AED設置と研修会によって、世代間の交流を進めつつ、斜面地域の救急救命体制を構築する事業	500,000
特定非営利活動法人 遊びの家共同保育園	859-0404	長崎県諫早市多良見町西川内1245	施設の改修	130,000
社会福祉法人 東明会	859-3244	長崎県佐世保市江上町935番1	施設の改修	1,995,000
社会福祉法人 清真会	857-1172	長崎県佐世保市東浜町123番地	送迎用車両の整備	1,248,000
社会福祉法人 ゆうわ会	850-0001	長崎県長崎市西山4丁目610番地	授産事業用車両の整備	2,882,000
社会福祉法人 出島福祉村	852-8106	長崎県長崎市岩川町2番3号	送迎用車両の整備	908,000
社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会	859-5121	長崎県平戸市岩の上町1466番地	送迎用車両の整備	577,000
社会福祉法人 県南福祉会	876-0812	大分県佐伯市中江町4番35号	授産事業用機器の整備	1,024,000
社会福祉法人 正心会	876-2401	大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦4491-5	移送用車両の整備	1,300,000
社会福祉法人 秀溪会	873-0414	大分県国東市武蔵町手野1065番2	授産事業用車両の整備	900,000
社会福祉法人 熊本いのちの電話	860-0817	熊本県熊本市迎町1丁目4番20号	事務用機器の整備	1,600,000
社会福祉法人 みどり福祉会	866-0013	熊本県八代市沖町字六番割3843-1	空調機器の整備	756,000
社会福祉法人 有明中央福祉会	865-0126	熊本県玉名郡和水町前原285番地1	生活関連機器の整備	5,000,000
特定非営利活動法人 みふねデコボコ会	861-3207	熊本県上益城郡御船町御船1001-1	授産事業用機器の整備	2,400,000
社会福祉法人 七城福祉会	861-1367	熊本県菊池市七城町流川421番地	生活関連機器の整備	792,000
特定非営利活動法人 ホームホスピス宮崎	880-0913	宮崎県宮崎市恒久2丁目19-6	相談窓口機能と情報のナビゲート及びガイド機能を持つ「患者・家族支援室」設置事業	5,000,000
社会福祉法人 小林市社会福祉協議会	886-0004	宮崎県小林市大字細野367番地1	送迎用車両の整備	1,400,000
社会福祉法人 開吉福祉会	895-1202	鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原5173番地2	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会	899-7103	鹿児島県志布志市志布志町志布志3222-1	送迎用車両の整備	1,232,000
特定非営利活動法人 カタンニュー・クラブ	901-0503	沖縄県島尻郡八重瀬町新城1713番地	福祉活動用車両の整備	626,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(5団体 8,061,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 静内ベテカリ	056-0001	北海道日高郡新ひだか町静内目名426番地1号	防災機器の整備	450,000
特定非営利活動法人 千葉レスキューサポートバイク	270-0001	千葉県松戸市幸田3丁目117番地の1	救援活動用機器の整備	1,400,000
特定非営利活動法人 レスキューストックヤード	464-0032	愛知県名古屋市中千種区猫洞通5-21-2ライフピア本山3階	災害からいのちと暮らしを守るための減災キャラバン活動事業	5,000,000
社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会	505-0031	岐阜県美濃加茂市新池町三丁目4番1号総合福祉会館『すこやかタウン美濃加茂』内	災害ボランティア活動用車両の整備	711,000
財団法人 神戸市防災安全公社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通7丁目1番6号	防災指導車(地震体験車)による出前防災訓練講習事業	500,000

③がん、欠格、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(3団体 4,416,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
財団法人 北陸予防医学協会	930-0177	富山県富山市西二俣277-3	医療機器の整備	3,000,000
財団法人 沢井病院	630-8258	奈良県奈良市船橋町8番地	医療機器の整備	540,000
特定非営利活動法人 楽チンライフ	700-0953	岡山県岡山市西市116-10	医療支援用機器の整備	876,000

④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業(1団体 5,000,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
財団法人 広島原爆障害対策協議会	730-0052	広島県広島市中区千田町三丁目8番6号	原爆被害者援助用機器の整備	5,000,000

⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(1団体 500,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 伊万里湾小型船安全協会	848-0122	佐賀県伊万里市黒川町福田20番地	水域利用者のための小型船舶を利用した水難救助と安全活動事業	500,000

⑥文化財の保護を行う事業(4団体 8,857,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 尾上蔵保存利活用促進会	036-0242	青森県平川市猿賀南野53-10	施設の改修	3,000,000
特定非営利活動法人 森のエネルギーフォーラム	915-0228	福井県越前市大平町第2号の4、89番地	施設の改修	4,407,000
特定非営利活動法人 頼まちづくり工房	720-0201	広島県福山市鞆町頼5番地	波止の検証から得られる知見と江戸期港湾施設のわかり易い読本作成	1,000,000
特定非営利活動法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0842	福岡県大牟田市有明町1丁目1番地11	三池港関連施設の評価と保存・活用の啓発を行うことを目的とした近代化遺産保全事業	450,000

⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(34団体 49,008,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 こども・コムステーション・いしかり	061-3282	北海道石狩市花畔2条1丁目9-1北ガスプラザ石狩1階	青少年の自立を応援する食育事業	460,000
特定非営利活動法人 リヴォルヴ学校教育研究所	305-0051	茨城県つくば市二の宮4-8-3 1-404	発達性読み書き障害を回避軽減する学習ソフトの作成とその普及活動事業	1,399,000
更生保護法人 有光苑	312-0033	茨城県ひたちなか市大字市毛858-36	移送用車両の整備	1,377,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	320-0846	栃木県宇都宮市滝の原1-2-15	子どもと舞台芸術家の出会い・ふれあい・体験ひろば事業	500,000
特定非営利活動法人 す馬いる	379-2233	群馬県伊勢崎市平井町1448-2	青少年の馬を通しての情操教育並びに循環型農業体験する事業	2,029,000
特定非営利活動法人 人づくり 街づくり 環境づくり	285-9862	千葉県佐倉市新田井田28-1	農村集落との提携による放棄水田の開墾、復元、維持と谷津田に於ける子育て活動事業の推進	500,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6五幸ビル4F	障害児者、アスペルガーADHD等発達障害児者が参加できるファーム教室の開催	500,000
社団法人 日本青年奉仕協会	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-1NYC内	若者が若者を支える社会的自立支援の実証調査	4,282,000
特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会	105-0013	東京都港区浜松町1-25-11宮下ビル4階	国際ボランティア活動を事例とした青少年育成のための報告会事業	2,492,000
特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター	169-0051	東京都新宿区西早稲田2-3-18アパコビル5F	2008年G8サミット開催に向けたグローバル・イシューに関する若者の啓発活動事業	4,000,000
特定非営利活動法人 IWC国際市民の会	140-0015	東京都品川区西大井2-21-6	小・中学校の教職員に、在校外国人児童・生徒への日本語指導法と学校生活適応指導法の研修事業	500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社団法人 全日本ピアノ指導者協会	170-8458	東京都豊島区巣鴨1-15-1 宮田ビル3F	首都圏から離れた地域の小学校の音楽室へのピアノ派遣事業「学校クラスコンサート」	500,000
特定非営利活動法人 ヒューマンセラピーサポートセンター	155-0033	東京都世田谷区代田2丁目8番1号	青少年の健全な育成のための演奏活動及び障害者のための出張コンサート事業	371,000
財団法人 真理実行会	920-0816	石川県金沢市山の上町49番5号	施設の改修	2,590,000
財団法人 丸岡町文化振興事業団	910-0298	福井県坂井市丸岡町霞町1-41-1	まるおか子供歌舞伎公演事業	500,000
特定非営利活動法人 チャイルドラインあいち	457-0007	愛知県名古屋市中南区駄上1-9-24	子ども専用相談電話をもっと子どもがかけやすくするためのフリーダイヤル事業	2,865,000
特定非営利活動法人 オアシス	443-0005	愛知県蒲郡市水竹町東脇島65番地	青少年の健全育成のための機器整備	366,000
特定非営利活動法人 保育所あいアイランド	523-0898	滋賀県近江八幡市鹿飼町南4丁目1-2	青少年の健全育成のための機器整備	2,000,000
特定非営利活動法人 サポートハウスほほえみ	520-3321	滋賀県甲賀市甲南町葛木1401-10	移送用車両の整備	950,000
財団法人 京都市ユースサービス協会	604-8147	京都府京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262京都市中京青少年活動センター内	青少年の社会参加促進のための市民参加型事業	500,000
特定非営利活動法人 青少年自立援助センターブルーム	635-0035	奈良県大和高田市旭南町1-40	就労に不安を持つ若者が職場に定着するための支援者養成および支援ネットワークの構築事業	2,524,000
財団法人 大阪府文化振興財団	561-0873	大阪府豊中市服部緑地1-7	府内養護学校生徒のための「大阪センチュリー交響楽団コンサート」の開催	1,369,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0201	大阪府阪南市尾崎町1-2-13	子どもの声を聴く電話「チャイルドラインはらっぱ」で子どもの心の居場所づくり事業	500,000
特定非営利活動法人 さこうクラブ	598-8560	大阪府泉佐野市高松東1-3-50府立佐野工科高等学校内	地域の子ども達が高校生と交流し、体力・創造力を育む「子どもスポーツ＆ものづくり教室」の開催	500,000
特定非営利活動法人 ロリポップ	665-0834	兵庫県宝塚市美座2-15-9-208	子どもの心と体を健全に育成するためのチャレンジプログラム事業	500,000
財団法人 野外活動協会	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1-3神戸クリスタルタワー7階	施設の改修	3,857,000
特定非営利活動法人 おやこ劇場松江センター	690-0843	島根県松江市末次本町32番地	子どもと大人のための町を遊ぶワークショップ	700,000
特定非営利活動法人 フォレストサポートクラブ	723-0016	広島県三原市宮沖2丁目8番17号	青少年育成活動のための車両整備	941,000
更生保護法人 愛媛県更生保護会	790-0056	愛媛県松山市土居田町280番地1	移送用車両の整備	1,015,000
特定非営利活動法人 環境の杜こうち	780-0935	高知県高知市旭町三丁目115番地こうち男女共同参画センター3階	児童生徒の理科教育充実化・郷土への興味喚起を図るための学校移動博物館活動事業	3,794,000
社会福祉法人 金丸福祉会	830-0047	福岡県久留米市津福本町517番地4	施設の改修	2,600,000
社会福祉法人 実寿穂会	852-8052	長崎県長崎市岩屋町45番1号	送迎用車両の整備	1,030,000
特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校	882-1201	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452乙	青少年の健全育成のための川を利用した環境教育力育教室事業	500,000
特定非営利活動法人 沖縄県芸術文化振興協会	903-0806	沖縄県那覇市首里汀良町3-82-5プラントビル201号室	青少年のための音楽劇・朗読劇を創る「宮沢賢治の朗読とダンスワークショップ」事業	497,000

⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(4団体 4,193,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 習志野スポーツ文化協議会	275-0025	千葉県習志野市秋津3丁目3番14ー3号	外科的疾患、メタボリック症候群等内科的疾患、転倒予防等体操指導者養成セミナーの開催	500,000
特定非営利活動法人 あいあい	519-3671	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号	施設の改修	1,800,000
社会福祉法人 あすなろ福祉会	660-0877	兵庫県尼崎市宮内町3丁目141番地	施設の改修	1,393,000
財団法人 とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島県徳島市南矢三町2丁目1ー59徳島県立障害者交流プラザ2階	障がい者のスポーツ振興のためのプログラム推進事業	500,000

⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(1団体 3,500,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 えひめグローバルネットワーク	790-0833	愛媛県松山市祝谷4丁目1-13	モザンビーク共和国における持続可能なコミュニティ開発及び職業訓練のための研修生招聘事業	3,500,000

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範活大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(6団体 13,523,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 みなと研究会	998-0011	山形県酒田市上安町1丁目5番地の2	ハタハタの増殖保全事業	500,000
特定非営利活動法人 エプロンの会地域福祉サービス	377-0425	群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条241	使用済み天ぷら油からのバイオディーゼル燃料製造事業	2,177,000
特定非営利活動法人 くまがや有機物循環センター	360-0832	埼玉県熊谷市小島319-1	飼料用稲で開発された技術を用い、ススキやアシを『飼料』に変える環境保全に貢献する事業	4,862,000
社会福祉法人 つわぶき会	641-0004	和歌山県和歌山市和田1283番地の2	授産事業用機器の整備	4,394,000
特定非営利活動法人 アマモ種子バンク	663-8142	兵庫県西宮市鳴尾浜1-1-8	福祉活動用車両の整備	850,000
社団法人 生態系トラスト協会	781-0270	高知県高知市長浜4964-11	福祉活動用車両の整備	740,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

- (1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

8, 138, 996円

- (2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

6, 861, 257円

- (3) 合計

15, 180, 253円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

2 カーボンオフセット年賀寄附金

⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範活大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業
（3団体 74,640,000円）

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額（円）
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所	101 - 0048	東京都千代田区神田司町2-19 神田司町ビル402	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	27,370,000
有限責任中間法人 ロハスクラブ	104 - 0045	東京都中央区築地3-12-3 WEL L 2ビル3F	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	24,880,000
財団法人 国際環境技術移転研究センター(ICETT)	512 - 1211	三重県四日市市桜町3690番地の1	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	22,390,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 予定数量の排出権が取得できない場合など、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの通知等

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るCDMプロジェクトの概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。

5 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、実地監査により行う。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

- (1) 寄附金付お年玉付郵便葉書の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

40,937円

- (2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

514,733円

- (3) 合計

555,670円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

平成 20 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等についての認可申請に関する審査結果

申請された平成 20 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等については、以下のとおり、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。 【施行規則】 （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 - 一 配分団体の名称及び住所 - 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 - 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 - 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 - 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 - 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額	適	郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項各号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。 また、施行規則第 2 条第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。

審査基準	審査結果	理 由																				
【法】 第5条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充ててを寄附目的とするものでなければならない。 一 社会福祉の増進を目的とする事業 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 六 文化財の保護を行う事業 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業	適	1 配分団体が行う事業 会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。 なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。 <table><tr><td>法第5条第2項第一号</td><td>236 団体</td></tr><tr><td>第二号</td><td>5 団体</td></tr><tr><td>第三号</td><td>3 団体</td></tr><tr><td>第四号</td><td>1 団体</td></tr><tr><td>第五号</td><td>1 団体</td></tr><tr><td>第六号</td><td>4 団体</td></tr><tr><td>第七号</td><td>34 団体</td></tr><tr><td>第八号</td><td>4 団体</td></tr><tr><td>第九号</td><td>1 団体</td></tr><tr><td>第十号</td><td>9 団体</td></tr></table> 計 298 団体	法第5条第2項第一号	236 団体	第二号	5 団体	第三号	3 団体	第四号	1 団体	第五号	1 団体	第六号	4 団体	第七号	34 団体	第八号	4 団体	第九号	1 団体	第十号	9 団体
法第5条第2項第一号	236 団体																					
第二号	5 団体																					
第三号	3 団体																					
第四号	1 団体																					
第五号	1 団体																					
第六号	4 団体																					
第七号	34 団体																					
第八号	4 団体																					
第九号	1 団体																					
第十号	9 団体																					
【法】 第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額※を控除するものとする。	適	2 取りまとめた寄附金から控除する費用等 会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、その積算から妥当なものと認められる。 また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める上限額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。 ※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用 (1) 一般寄附金 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめに特に要した費用																				

審査基準	審査結果	理 由
		① 使途 ・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知のための新聞広告掲載料、ポスターの調製費等 ② 金額 ・ 832 万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 ① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 ② 金額 ・ 686 万円 ・ 会社の積算では、816 万円を要するが、法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 4 億 5,741 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：686 万円）を超える分（130 万円）については会社が負担 (2) カーボンオフセット寄附金 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめに特に要した費用 ① 使途 ・ 寄附金の公募のために要した人件費 ② 金額 ・ 4 万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 ① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 ② 金額 ・ 51 万円 ・ 法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 7,520 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：113 万円）の範囲内
【法】 第 6 条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第 3 項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。	適	3 配分団体ごとの配分すべき額 配分団体ごとの配分すべき額については、法第 7 条第 3 項の規定にのっとり、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で決定しており、妥当なもの認められる。 なお、配分団体ごとの配分すべき額の決定にあたっては、会社において、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会の審議を経て決定されていることから、審

審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。		査の過程は公正妥当なものと認められる。
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。	適	<u>4 配分団体が守らなければならない事項</u> 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 <u>5 配分金の使途についての監査に関する事項</u> 配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。